

武蔵野市 N P O 活動促進基本計画

平成 19 年度～平成 23 年度

平成 19 年 3 月
武 蔵 野 市

はじめに

武蔵野市は、平成 17 年度からの第四期基本構想・長期計画の中で、「市民活動の活性化と協働の推進」を掲げ、「NPO 活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針を示した基本計画の策定作業を進める」ことを決めました。このたび、この基本構想・長期計画に基づいて「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」を策定いたしました。

まず、武蔵野市 NPO 活動促進基本計画策定委員会ならびに計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心より御礼を申し上げます。私は一昨年の市長就任以来、「市民が主役」の市政を目指し、第四期長期計画の調整計画策定のための市民会議や「市民と市長とタウンミーティング」など様々な取り組みを進めてまいりました。今回の計画策定にあたっては、策定委員会のご尽力により、会議を公開で行うだけでなく、NPO・市民活動団体の実態調査、NPO・市民活動団体へのヒアリングやワークショップ、パブリックコメントの実施など多様な手法を工夫して市民参加による計画策定を心がけていただいたことは大変有意義なものであったと認識しております。

さて、本計画では、NPO 団体、市民活動団体、ボランティア団体等の社会貢献的活動を行う団体と行政とが、それぞれの特性を活かしながら、対等な立場でパートナーシップを発揮し、地域の課題解決や新しい公的サービスの提供に取り組む方向性を打ち出し、NPO・市民活動の促進や協働の推進に向けた市の基本姿勢と原則、さらにそれらを実現するため活動支援拠点の整備方針など様々な支援のあり方などを盛り込みました。

今後、市は本計画を基に NPO・市民活動の促進や協働の推進を総合的な見地から取り組んでまいります。しかしながら、計画に記された内容を実施し、さらなる協働を推進していくためには、行政の力だけでなく、まさに一人ひとりの市民や NPO・市民活動団体の皆様の自立的な取り組みが必要となります。私が目指す市民参加とは、単に行政に意見や要望を言うだけでなく、実現に向けた責任ある参加までもを期待するものです。市民との協働の時代を迎える中で「誰もが安心して暮らせる、市民の笑顔があふれる魅力あるまち」を実現するため、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 19 年（2007 年）3 月

武蔵野市長 邑上守正

武蔵野市における NPO 活動の促進と協働の推進に向けて

現代社会では市民が主体となる NPO や市民活動への期待がとても高まっています。そのもっとも大きな理由は、“公共”の考え方に大きく修正が迫られているからだといつてよいでしょう。明治以来これまで、日本ではおもに国や自治体が公共の担い手と考えられ、実際に公共サービスの提供は国や自治体を中心になって行なわれてきました。しかし、これからの社会では NPO や市民活動が、つまりは市民自身が国や自治体に負けず劣らず“公共”を担っていかなければなりません。そのときに求められているのが、市民と自治体行政との協働です。お互いに対等な関係で自治体行政と市民とがパートナーとなることで、いっそう効果的な公共サービスの提供が実現するはずです。

一般論はさておき、武蔵野市の現実に目を向けてみると、どうでしょうか。武蔵野市にはこれまでも市民活動やコミュニティづくりの伝統と実績があります。それを活かしながらも、公共の担い手となるべき NPO・市民活動団体のさらなる成長が望まれるところです。まだ NPO・市民活動が成長途上にあるとするなら、いま武蔵野市に期待されるのは、NPO・市民活動団体の成長にどのように力を貸すことができるかでしょう。この基本計画は、その指針となるべきものと位置づけることができます。

一方、支援・サポートを受ける側の NPO・市民活動団体も、行政に依存したりなれ合い的な関係になるのではなく、あくまでその自立性と自律性を確保して活動の充実をめざすことはいうまでもありません。そうした姿勢こそが、NPO・市民活動団体の特徴に他ならないからです。

多くの NPO・市民活動団体がお互いに刺激し合いながらいきいきと活動できること、NPO・市民活動団体が行政や市民、コミュニティとの協力・協働関係を形づくって公共サービスの担い手として欠くことのできない存在となること、それらが一日も早く実現することが、武蔵野市をますます暮らしやすいまちにしていくために必要なことです。

この基本計画を、文字通り基本に据えながら、NPO・市民活動団体をはじめとして広く市民も巻き込んだ話し合いがもたれ、NPO・市民活動団体への支援・サポートの具体策が一日も早く練り上げられていくことを望んでやみません。

平成 19 年（2007 年）3 月

武蔵野市 NPO 活動促進基本計画策定委員会

委員長 江上 渉

【 目 次 】

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
1	計画策定の趣旨	1
2	本計画の位置づけ	3
3	本計画の計画期間	3
第2章	武蔵野市におけるNPO・市民活動の現状と課題	4
1	武蔵野市内におけるNPO・市民活動の実態	4
2	武蔵野市における協働事業の実態と課題	9
第3章	NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢	14
1	本市におけるこれまでの取組	14
2	NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則	16
3	協働の推進に向けた基本姿勢と原則	18
第4章	NPO・市民活動の促進に関する武蔵野市の基本的な施策	21
1	NPO・市民活動への参加の促進	21
2	NPO・市民活動の活性化	23
3	活動助成制度の充実	25
4	活動拠点の整備	28
5	協働の推進	31
第5章	NPO・市民活動の促進に向けて	34
1	市職員の意識改革と各種事業の企画立案・実施体制の見直し	34
2	庁内推進体制の整備	34
3	市民自治とNPO・市民活動の責任	35
4	協働事業を評価・検証する仕組みづくり	35
5	「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」の作成	35
6	「市民協働スペース（仮称）」の整備	36
資料1	NPO・市民活動団体との協働事業の具体例	37
資料2	武蔵野市NPO活動促進基本計画策定過程	58
資料3	NPO・市民活動団体ヒアリングの概要	65
資料4	武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ～意見募集の概要	70

(目次裏)

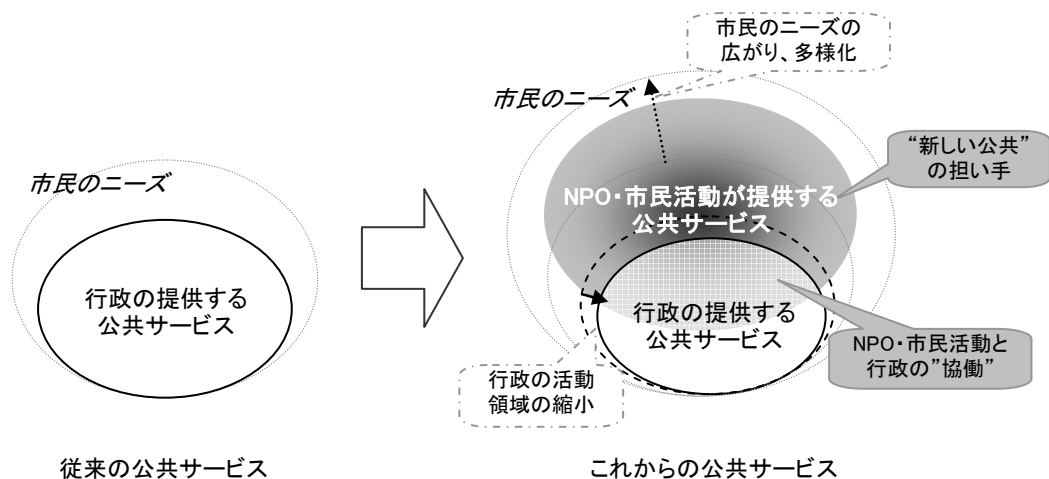
第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

- 少子高齢化の進展、総人口が前年を下回る人口減少社会の到来、地方分権の推進、金融・経済を中心としたグローバル化、地球規模での環境問題の広がりなど、時代が大きく変化しています。
- このような時代の変化に伴い、人々は多様な価値観を持ち、その実現を求めようとする多元的な成熟社会が成立しつつあり、社会的なサービスに対する市民のニーズもまた、多様なものになっています。
- 「公共サービスは行政が中心となって担う」というこれまでのシステムが、多様な市民ニーズに的確に応えきれず限界を示しています。一方、社会の様々な課題を主体的にとらえ、まちや暮らしを豊かにしようという、NPOや市民団体による活動(以下「NPO・市民活動」と呼ぶ)が活発になってきました。
- こうしたNPO・市民活動は、これまで行政だけが担い手とされてきた「公共」の内容と領域を大きく転換させ、住民に対してよりきめ細かなサービスを提供することまでを含む、「新しい公共」という概念を生み出す力を持っています。

< “新しい公共” のイメージ >



- 本計画は、武蔵野市が従来から取り組んできた市民協働や市民パートナーシップという考え方によるまちづくりをさらに発展させ、多様化する地域の課題解決や「新しい公共サービス」の提供に取り組む体制作りを推進するために、NPO・市民活動の促進並びに協働のあり方に関する市の目標及び方針を示すものとして策定したものです。

(2) 行政がNPO・市民活動を支援する意義

- 従来型の制度に基づく住民参加は、住民による行政に対するチェックを中心としたものでしたが、こうした参加の仕方を超えて、行政の企画・検討・執行プロセスから参画する新しい住民参加のあり方が求められるようになってきています。
- さらに、地方分権の進展により、住民の自治能力の強化・充実が課題となってきています。行政の活動においては今後、個人やコミュニティで解決できない時の補完を行うという「補完性の原理」が重視されてくると予想されますが、そのためには、地域のコミュニティ・ガバナンス（地域全体としての自治能力）の強化が求められることになります。
- 平成10年の特定非営利活動促進法の成立は、公共的な意義を持つ活動を進める市民活動団体が、行政とは違う形で公益を担う存在であることを認め、その活動の意義を承認したといえます。NPO・市民活動団体が「新しい公共」の重要な担い手として、行政のパートナーとして活動することで、地域社会を活性化することが期待されています。
- こうした地域の主人公である住民が自発的に行う公益的な活動は、住民の福祉と地域生活の向上を目指した当事者の主体的な活動であり、それは住民参加、住民自治の本来のあり方でもあることから、このような活動の支援をすることは、行政にとっても重要なことです。

(3) 本計画における「NPO・市民活動」

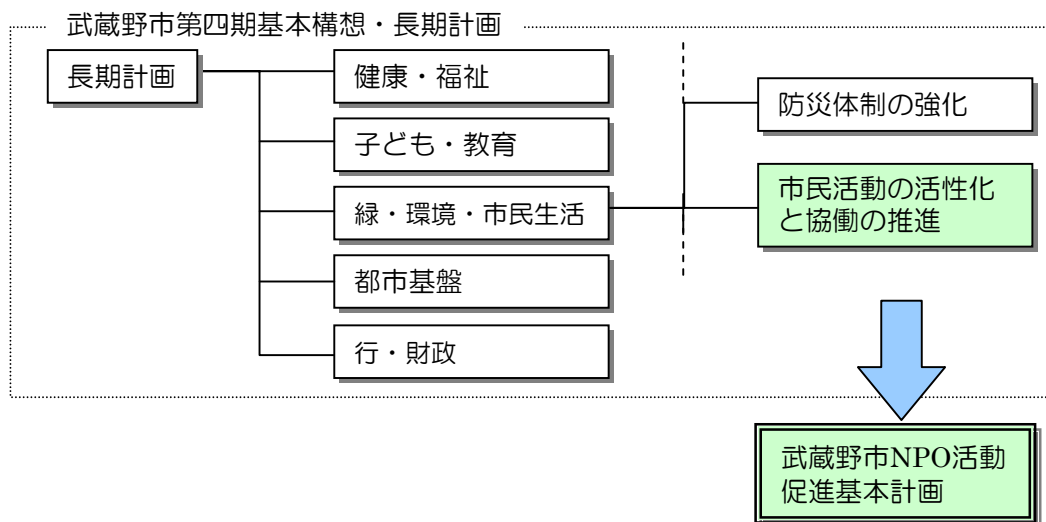
- 本計画でいう「NPO・市民活動」とは、市民が中心となって運営する「非営利組織」が、コミュニティや地域社会のニーズ・課題に応じて他者に「公益性のあるサービス」を提供する活動とします。なお「非営利組織」とは、特定非営利活動促進法第二条に定義する団体及びそれに準じる団体で、収益を構成員に分配せず、主たる活動にあてる組織を意味し、法人格の有無は問いません*。
- また、「公益性のあるサービス」とは、活動によって組織の構成員のみに活動の成果が還元されるのではなく、広く他者に活動の成果が及ぶものを指します。

* 次の活動は本計画の対象外とします。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式・行事を行い、信者を教化育成するなどの宗教的活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持・反対することを主な目的とする政治的目的を持った活動
- (3) 特定の公職の候補者や公職にある者、または政党を推薦・支持・反対することを目的とする活動

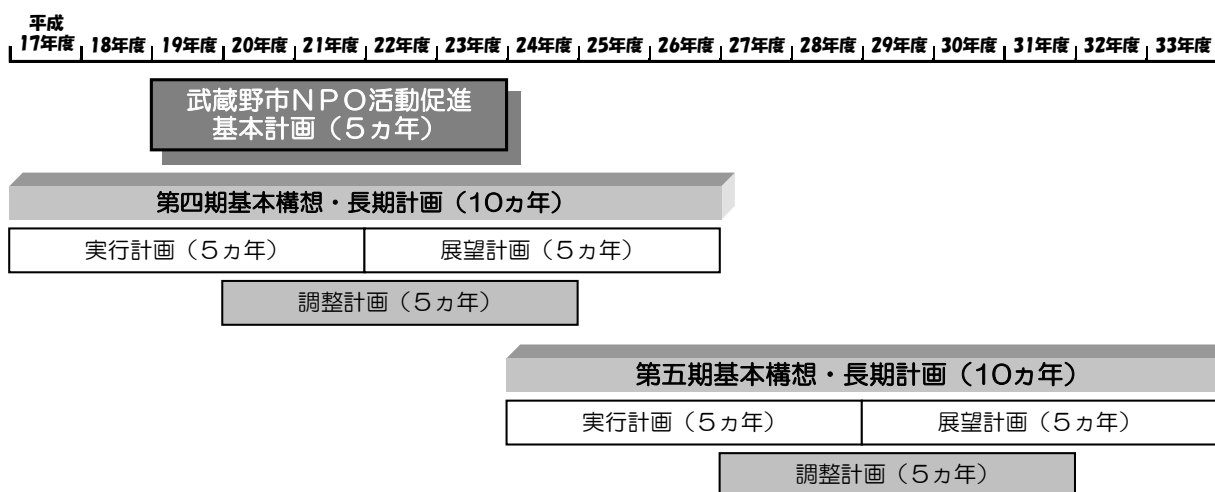
2 本計画の位置づけ

■本計画は、「武蔵野市第四期基本構想・長期計画」（平成 17 年度～26 年度）の下位計画として位置づけられており、長期計画の中の「市民活動の活性化と協働の推進」の実現に向けたアクションプランとして策定するものです。



3 本計画の計画期間

■第四期長期計画については、平成 18 年度から 19 年度末にかけて必要な見直しを行い、「調整計画」（平成 20 年度～24 年度）を策定することになっています。本計画についても、その策定状況を勘案するとともに、計画期間は、平成 19 年度から、上位計画である第四期基本構想・長期計画が実質的に終了し、次期基本構想・長期計画が策定される平成 23 年度までの 5 年間とします。



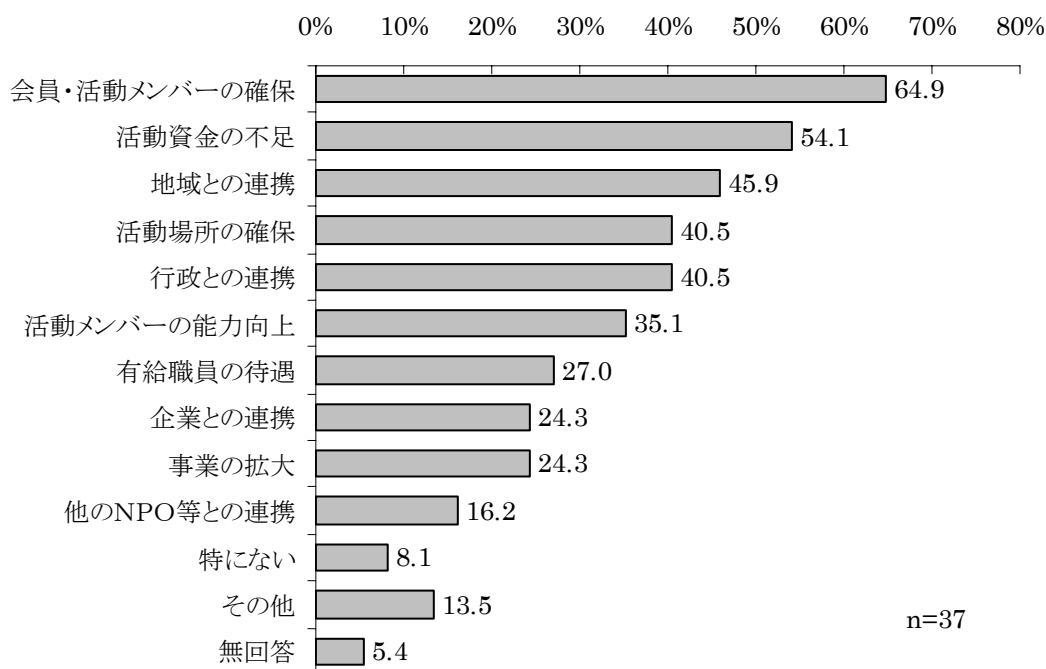
第2章 武蔵野市におけるNPO・市民活動の現状と課題

1 武蔵野市内におけるNPO・市民活動の実態*

(1) “人材確保”に関する課題

【会員・活動メンバーの不足】

■ “人材確保”に関する課題の第一は、会員・活動メンバー数の不足であり（64.9%の団体が指摘）、今後の方向性についても7割以上の団体が、その拡充を挙げています。



■ 会員・活動メンバーの不足は、活動の発展に大きく影響することから、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われます。

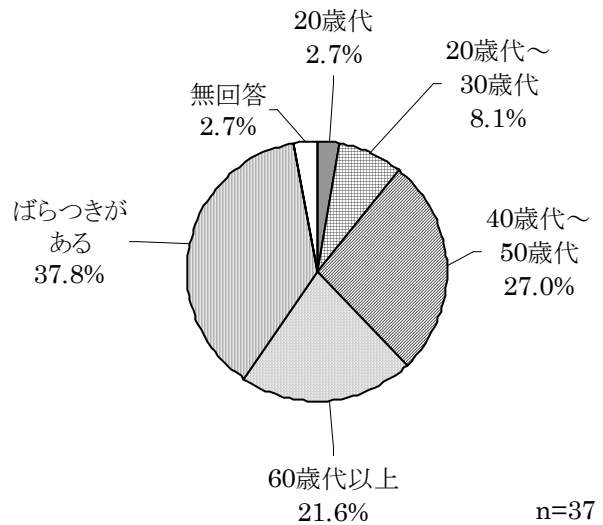
* 武蔵野市NPO・市民活動団体等実態調査

本計画策定の基礎資料とするために、武蔵野市市民活動センターに登録しているNPO・市民活動団体全67団体を対象として、平成18年1月に実施。有効回答数は37件、有効回答率は55.2%。

【会員・活動メンバーの年齢構成】

■ “人材確保”に関する課題の第二は、会員・活動メンバーの年齢構成で、「ばらつきがある」とする団体が37.8%です。一方で、5割弱の団体は、40歳代以上が主な年齢層となっています。

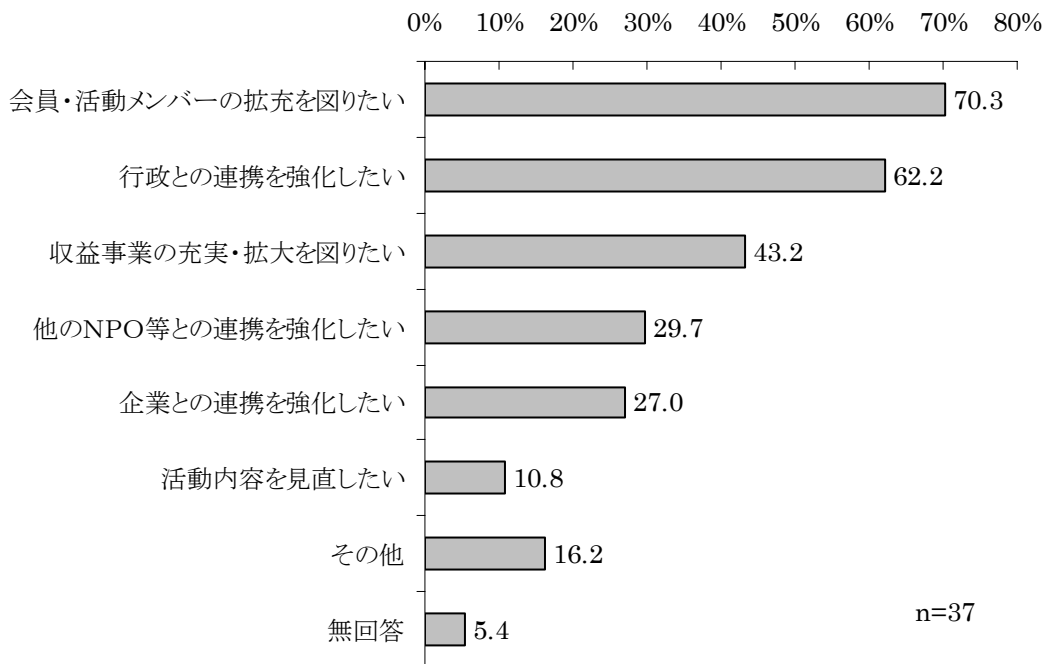
■ これは、新たな会員・活動メンバーが入ってこない、ということの影響と考えられますので、行政としても、市民に対してNPO法人等の活動に関する情報提供を行うことにより、興味・関心を促すような取組が必要だと思われます。



【会員・活動メンバーの能力の向上】

■ “人材確保”に関する課題の第三としては、会員・活動メンバーの能力の向上が挙げられます（35.1%の団体が指摘）。

■ 会員・活動メンバーの能力の向上は、活動の発展に大きく影響することから、行政としては、NPO法人等との連携の強化（今後の方向性として62.2%の団体が指摘）を通じた支援が必要だと思われます。さらに、行政との協働・連携の形態として3分の1のNPO法人等が挙げている「人材の交流」（8頁）にも取り組む必要があると思われます。

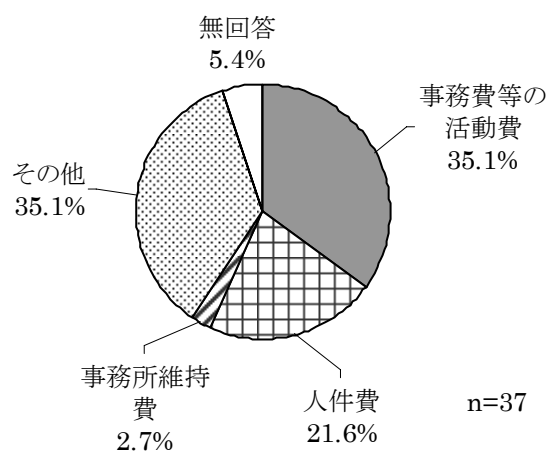


(2) “活動資金”に関する課題

【活動資金の不足】

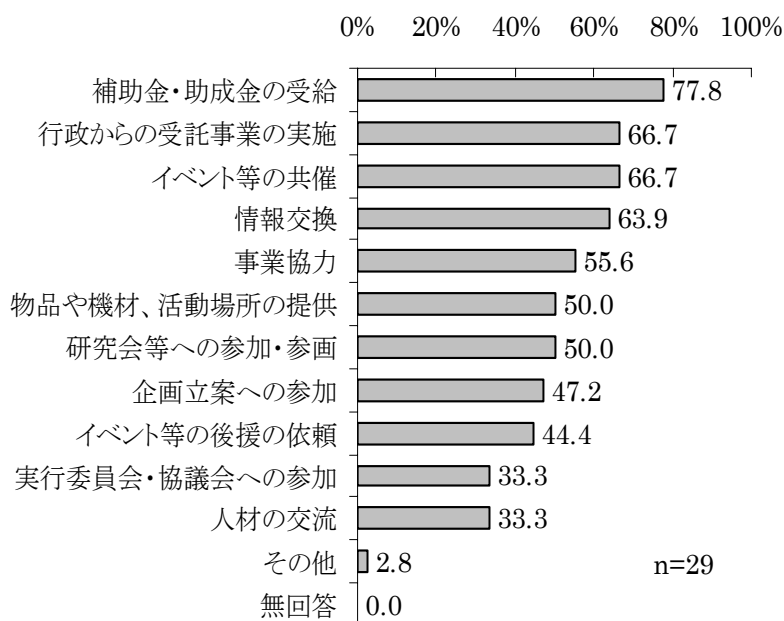
■ “活動資金”に関する課題の第一は、活動資金の不足であり（54.1%の団体が指摘）、35.1%の団体が、「事務費等の活動費」を支出の中で最も大きい割合を占める項目として挙げており、「人件費」を挙げる団体（21.6%）を上回っています。

■ 事務費等の活動費の負担が重くなることは、活動の発展を阻害することにもつながりかねないので、行政としても、例えば印刷費等の負担を軽減できるような取組が必要だと思われます。



【収益事業の充実・拡大】

■ “活動資金”に関する課題の第二は、収益事業の充実・拡大であり（43.2%の団体が指摘）、行政との協働・連携の今後の意向として、8割弱の団体が、「補助金・助成金の受給」を、7割弱の団体が「行政からの受託事業の実施」を挙げています。



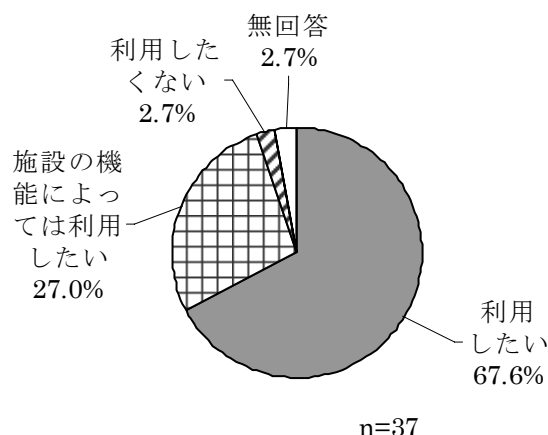
■ 行政として収益事業の充実を個別に支援することは困難ですが、行政が直接実施できる支援（委託事業の拡大等）、間接的に実施できる支援（他のNPO法人等や民間企業との連携を推進するための取組）を通じて、収益事業の充実・拡大につなげていくことが必要だと思われます。

(3) “活動場所”に関する課題

【活動場所の確保】

■ “活動場所”に関する課題の第一は、活動場所の確保であり（40.5%の団体が指摘）、活動を行う上で打合せや団体運営上の事務作業等に自由に使える施設については、条件つきながらも9割以上の団体が、「利用したい／施設の機能によっては利用したい」としています。

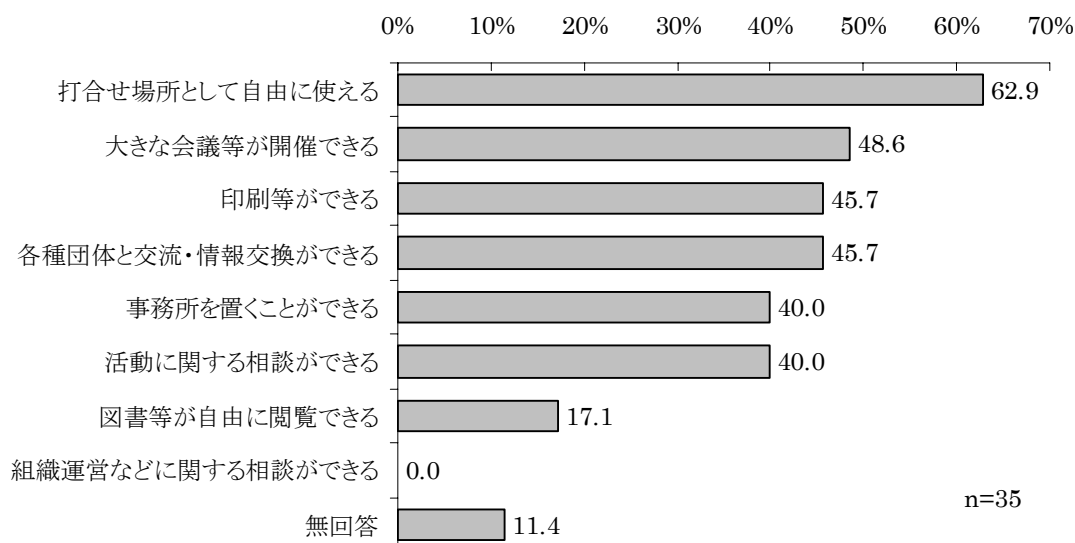
■ 6割弱の団体が活動のための事務所をもっている一方で、上記の施設の利用意向が高いことは、現在の事務所に関して「使い勝手が悪い」「事務所維持費の負担が重い」「設備等が十分でない」等の要因があるからだと考えられます。行政としては、団体の活動を行う上で自由に使える施設を、団体からの要望の多い事項（利用時間、利用曜日、施設の機能、設備要件）を考慮しながら整備することが必要だと思われれます。



【活動場所の機能】

■ “活動場所”に関する課題の第二は、活動場所の機能であり、27.0%の団体は、利用時間や利用曜日、機能、設備によっては利用したいとしています。

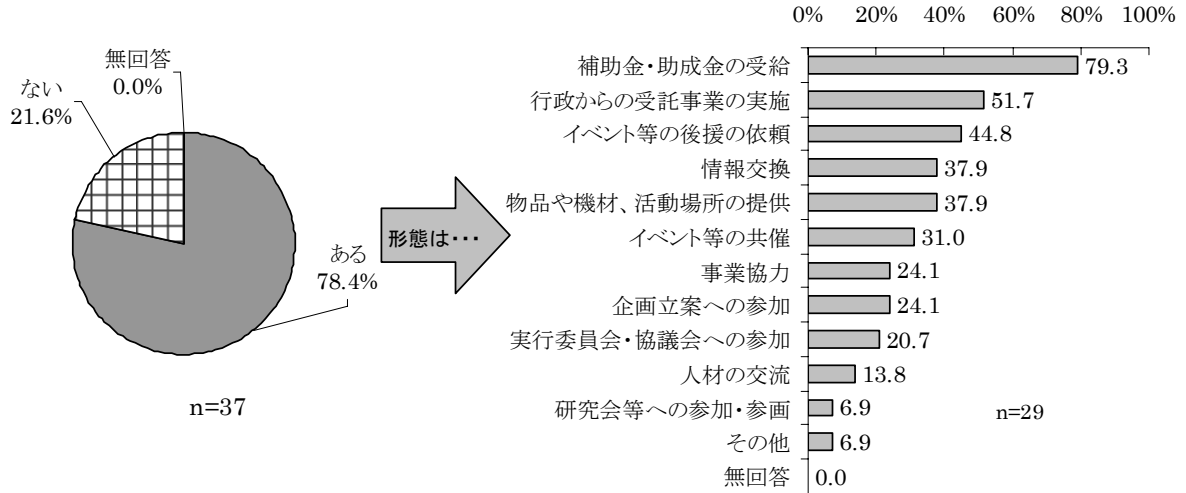
■ 活動場所の機能に対しては、「打合せ場所として自由に使える」（62.9%）、「大きな会議等が開催できる」（48.6%）、「印刷等ができる」（45.7%）といったハード面に関するニーズが高くなっていますが、同時に「各種団体と交流・情報交換ができる」（45.7%）、「活動に関する相談ができる」（40.0%）といったソフト面に対するニーズもあることから、行政としてこのような施設を整備するにあたっては、ソフト面の充実にも配慮することが必要だと思われれます。



(4) “行政との協働・連携”に関する課題

【行政との協働・連携の経験の有無】

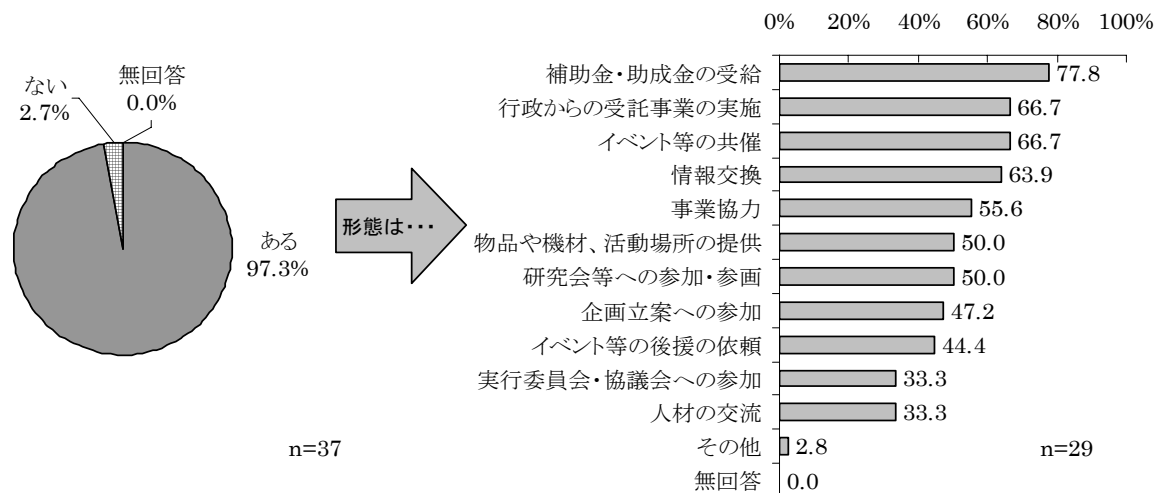
■行政との協働・連携については、78.4%の団体が「ある」とし、その形態としては「補助金・助成金の受給」が最も多く（79.3%）、次いで「行政からの受託事業の実施」（51.7%）、「イベント等の後援の依頼」（44.8%）となっています。多くの団体が行政との協働・連携の経験があるものの、その内容は「補助金・助成金の受給」「行政からの受託事業の実施」という、経済的な面での協働・連携が中心となっています。



【行政との協働・連携の意向】

■行政との協働・連携の意向については、「ある」とする団体は97.3%に達していますが、その形態としては、上記の経験と同様、「補助金・助成金の受給」（77.8%）、「行政からの受託事業の実施」「イベント等の共催」（それぞれ66.7%）といった経済的な面で協働・連携が中心となっています。

■今後、行政がNPO・市民活動団体等との協働・連携を進めていくにあたっては、経済的な面以外の「企画立案への参加」（47.2%）、「人材の交流」（33.3%）などの面での協働・連携を広げ、推進にあたってのルールづくり等が必要だと思われます。



2 武蔵野市における協働事業の実態と課題*

(1) 武蔵野市における協働の定義

■本計画における「協働」とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことをいいます。

(2) 協働の形態と分野

【協働の形態】

項 目	説 明
委 託	行政が行うべき事業で、効率性・専門性などから他の主体が実施した方がより大きな効果があると思われる場合に事業の実施を委ねる形態。公の施設の管理・運営を含む。
共 催	それぞれが主催者となり、共同で一つの事業を実施する形態。
後 援	NPO 等の実施事業に、行政が金銭、物品以外の支援を行う形態。後援名義の使用等。
実行委員会・協議会	NPO 等と行政等で構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となって事業を実施する形態。
事業協力	一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態。共催や実行委員会以外の形態で協定書等の締結による協力。
補助・助成	NPO 等が行う事業に補助金等の金銭の支援を行う。
企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階で、NPO 等から意見や提案を受けること。各審議会や委員会への参加等。
情報提供・情報交換	協働事業の提案や意見を聞くこと。相互に情報を提供しあうこと。フォーラム・ワークショップの開催等。

* 民間非営利団体(NPO)・市民活動団体との協働事業の調査

市とNPO・市民活動団体との協働事業の実態（協働事業の分野・形態・内容・目的・相手先等）を把握するために、平成18年度実施事業で、市内に事務所あるいは活動拠点があるNPO等と行政とが協働で実施している、もしくは実施を予定している事業を対象として、平成18年8月に実施。

【協働の分野】

項 目	説明
保健・医療・福祉の増進	高齢者の介護福祉、高齢者・障害者・障害児支援、福祉施設の管理・運営、福祉・医療サービス、難病者支援 等
社会教育の推進	生涯学習の推進・団体支援、自然教育、映像教育活動、読書の普及・支援 等
まちづくりの推進	まちづくりの支援、公園や道路の管理、都市景観の形成 等
学術・文化・芸術・スポーツの振興	伝統文化の振興、芸術家の支援、市民文化団体の支援、スポーツ指導 等
環境保全	環境保護・調査、緑化推進、公園管理、資源・エネルギーの循環的利用の推進、ごみ減量の促進 等
災害救援	災害時の救援活動、防災組織の育成、災害被害者への支援、自然災害の調査・研究 等
地域安全	安全・安心なまちづくり、地域安全パトロール、事故防止・交通安全活動、まちの美化意識の高揚 等
人権擁護・平和の推進	子どもの虐待防止、ホームレスの生活支援、HIV感染者の相談、人権差別のないまちづくり 等
国際協力	外国との国際交流・支援、ホームステイの受入・派遣、留学生支援 等
男女共同参画社会の形成の促進	女性の起業家支援、セクシャルハラスメント防止、男女共同参画社会の推進、DV被害者支援 等
子どもの健全育成	子育て支援、保育、子育て施設の管理・運営 等
情報化社会の発展	地域の IT 化推進、情報セキュリティの充実 等
科学技術の振興	大学関係者による科学技術の普及 等
経済活動の活性化	商店街の活性化、地域産業・観光の振興、起業家支援 等
職業能力開発・雇用機会拡充の支援	障害者の職業訓練・就労支援、若年者の就労支援 等
消費者保護	消費者教育の推進、消費者相談、消費者活動の支援 等
特定非営利活動団体の支援	NPO の育成・支援、NPO のネットワーク化 等

(3) 協働事業の実態

(平成18年8月現在)

形態		委託	共催	後援	実行委員会・協議会	事業協力	補助・助成	企画立案への参加	情報提供・情報交換	形態別計	
分野											
1	保健・医療・福祉の増進	10	0	0	0	2	17	0	1	30	(40.5%)
2	社会教育の推進	1	1	0	0	1	0	0	0	3	(4.1%)
3	まちづくりの推進	0	1	0	1	0	1	1	0	4	(5.4%)
4	学術・文化・芸術・スポーツの振興	1	0	0	0	0	2	0	0	3	(4.1%)
5	環境保全	2	0	0	0	3	16	0	0	21	(28.4%)
6	災害救援	0	0	4	0	0	0	0	0	4	(5.4%)
7	地域安全	0	0	0	0	1	0	0	0	1	(1.4%)
8	人権擁護・平和の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
9	国際協力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
10	男女共同参画社会の形成の促進	1	0	0	0	0	0	0	0	1	(1.4%)
11	子どもの健全育成	2	0	0	0	0	1	0	0	3	(4.1%)
12	情報化社会の発展	0	0	1	0	0	0	0	0	1	(1.4%)
13	科学技術の振興	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
14	経済活動の活性化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
15	職業能力開発・雇用機会拡充の支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
16	消費者保護	0	1	0	1	0	0	0	0	2	(2.7%)
17	特定非営利活動団体の支援	0	0	0	0	0	1	0	0	1	(1.4%)
	分野別計	17 (23.0%)	3 (4.1%)	5 (6.8%)	2 (2.7%)	7 (9.5%)	38 (51.4%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	74 (100.0%)	

※平成17年度調査では15の課62事業でしたが、平成18年度調査では、17の課で74事業と着実に、協働事業が増加しています。

※平成18年度の個々の協働事業の具体的な内容については、資料編をご参照ください。

(4) 協働事業推進にあたっての課題・問題点

- NPO 実態調査や市役所庁内協働事業調査、庁内ワーキングチームの論議、NPO ヒアリングの結果等から、現在の協働事業において次のように課題・問題点が整理できます。

【協働の相手の選定】

- 協働相手の選定に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
 - ・ 協働の相手を選択する基準が不明確であり、行政の担当者の知っている範囲内での選定になり公平性に欠けている。
 - ・ 協働している相手の選定理由が不透明。
- 以上のような意見を整理すると、協働の相手の選定にあたっては選定基準を事前に定め、選定プロセスを明確にし、透明性を高めていくことが課題であるといえます。

【協働の事業運営】

- 協働の事業運営に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
 - ・ NPO が継続的に協働事業を行う意志があっても行政側に協働の継続性を支える制度がないために立ち消えになってしまう。
 - ・ 下請け的な委託は NPO にとってもマイナスになる可能性がある。
 - ・ 対等とはいえ、委託に際しては市の要望が主となることが多い。
 - ・ 市としての協働の考え方がわからないため、協働の定義や基準が必要である。
 - ・ 行政が取り組まない分野を NPO が行うなど、相互補完、役割分担が必要である。
 - ・ NPO の事業は幅広いために行政の縦割組織に対応しない、そのため意思疎通がうまく図れない。
 - ・ コミュニケーションが不足している。
 - ・ NPO と行政をつなぐコーディネーターが必要。
- 行政（庁内）からは以下のような意見が挙げられています。
 - ・ 事業を継続的に行う場合、NPO 団体等の永続性や安定性が求められる。
 - ・ 民間企業のような競争による効率性や、能力向上に向けた取組が感じられない団体がある。
 - ・ 何かあった場合の対応が民間企業と比べて不安を感じる。
 - ・ 対等な立場で協働を行うには NPO 自身の自立、高い専門性、独自のノウハウ、実績が必要である。
 - ・ 協働事業を行う際は協定書の締結等により、役割や成果物に対する対価等を明確化することが必要である。
 - ・ NPO の活動を支援する市内部の組織体制の強化が必要である。
- 以上のような意見を整理すると、NPO と行政の意思疎通と意識共有、役割分担等による対等な関係の確保、協働事業の定義の明確化、NPO の活動の継続性・安定性・効率性等の確保、及びそのための行政の支援、などが事業運営における課題といえ

ます。

【協働の窓口】

- 協働の窓口に関しては、NPO 側からは以下のような意見が挙げられています。
 - ・ 行政と協働しようという発想があっても、どこに相談に行けばよいのか分からない。ワンストップの窓口の設置等ができないか。
 - ・ 縦割りの対応によりたらい回しにされ、意欲がそがれる。
 - ・ 行政側の担当者は定期人事異動等により交代するため、意思疎通が困難になる。
- 以上のような意見を整理すると、協働の窓口に関しては、協働の経験のない NPO にもわかりやすい窓口の設置、庁内の連携による窓口の統一などが課題といえます。

【協働事業の予算】

- 協働事業の予算に関しては、NPO 側から以下のような意見が挙げられています。
 - ・ NPO への委託を、安価に事業を行うため、とだけ捉えるのではなく、行政ではできない NPO 活動の質の高さや機動力を適切に評価し、それに見合った予算を確保して欲しい。
 - ・ 年度を超えた予算が必要である。
 - ・ NPO 活動への財政的な支援に対して、市民の評価を入れる仕組みが必要である。
 - ・ 使途の限定されない補助金が必要である。
- 以上のような意見を整理すると、協働事業の予算に関しては、NPO 活動の内容を評価して委託する、NPO への資金助成に市民の評価を反映させる、使途の限定されない補助金制度、などが課題といえます。

【その他】

- その他、NPO 側から以下のような意見が挙げられています。
 - ・ 市民と行政との二者間だけでなく、行政からの委託業務を実際に実施している企業を含めた、市民、行政、企業との三者間のパートナーシップも考慮すべき。
 - ・ 行政職員の意識改革が必要である。
 - ・ 行政職員の研修やインターンシップが必要である。
 - ・ NPO の自立、専門性向上のために中間支援組織が望まれる。
 - ・ NPO の学習支援、力量向上のための研修が必要である。
 - ・ 市民提案に対して消極的である。
 - ・ 市民提案を受付け、それに回答するような制度が必要である。
 - ・ NPO の事業提案に対する知的財産の保護やそのためのルール作りが必要である。
 - ・ 権限委譲をするぐらいの覚悟で協働を行う必要がある。
- 以上のような意見を整理すると、市民・企業・行政の三者間の協働、行政職員の意識改革のための研修、NPO の専門性・力量向上のための研修や中間支援組織の育成、市民提案への適切な対応、などが課題といえます。

第3章 NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する 武蔵野市の基本姿勢

1 本市におけるこれまでの取組

- 武蔵野市には、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、地域に子どもから高齢者まで集えるコミュニティセンターをつくり、地域住民で構成されるコミュニティ協議会が地域の意見を聞きながら運営するとともに、地域課題の解決や住民相互のネットワークなどによるコミュニティづくりを進めるという、市民活動の伝統と実績があります。
- 具体的には、建設から管理・運営まで市民の「自主参加・自主企画・自主運営」（自主三原則）*により、現在、20館（分館等を含む）のコミュニティセンターが16のコミュニティ協議会によって運営されています。この仕組みは、町内会制度が行政協力機関として組織化されていない都市自治体における新しいコミュニティづくりのあり方を示すとともに、武蔵野市政における市民との協働や市民パートナーシップという考え方の原点であり、根幹を成すものです。
- また、市の基本構想・長期計画の策定にあたっては、昭和46年から全国に先駆けて「武蔵野方式」と呼ばれる市民参加による計画策定方法を採用してきました。この方式は、計画策定に際して、武蔵野市在住の学識経験者などによって構成される策定委員会が中心となって、市民意識調査、市政アンケートや、市民各層に対するヒアリングや意見募集、サラリーマン会議、テーマ別の様々な形態の市民会議、議会での議論等を行い、市民のニーズを可能な限り施策に取り入れられるような工夫をするもので、その手法は各種の個別計画の策定や施策の実施に採用されてきました。
- さらに最近では、地域の人材やNPOによりミニデイサービスなどの事業を展開する「テンミリオンハウス」の開設、地域の商店主などをドライバーとして高齢者や障害者の外出を支援する「レモンキャブ」の運行、男女共同参画団体によるむさしのヒューマン・ネットワークセンターの管理・運営、さらにNPOやボランティア団体による公園の管理、子育て支援、駅前早朝清掃、自主防災組織の運営など、さまざまな分野で市民の力が発揮されています。
- NPO・市民活動の促進にあたっては、このような自主三原則の伝統やその後、今日まで展開されてきた市民参加のさまざまな取組を発展させることを目指します。

* 平成14年4月1日に施行された「武蔵野市コミュニティ条例」第9条（指定管理者による管理）3項において、自主三原則について次のとおり規定されています。

3 指定管理者に指定された公共的団体は、市民が自らの意思で参加し、自ら企画を立て、自ら運営するという自主三原則に基づき、コミュニティセンターを活動拠点としてコミュニティづくりを行う。

<市民協働による事業の取組例>

《レモンキャブ》



バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するため、平成 12 年から導入したドア・ツー・ドアの移送サービス事業です。

武蔵野市福祉公社に登録された商店主を中心とした地域の運行協力員が福祉型軽自動車を運転し、サービスを提供しています。

《テンミリオンハウス》

テンミリオンハウス事業とは、地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対し、年間 1000 万円 (ten-million) を上限とした運営費補助などの活動支援を行う事業のことで

す。市民の身近にあって(近)、小さな規模で(小)、軽快なフットワークで(軽)、市民のみなさんのニーズにこたえる『近・小・軽の家』です。

現在、6つの高齢者向けのテンミリオンハウスが開設されており、ミニデイサービスなど施設ごとに特色ある事業を展開しています。

川路さんち概観



川路さんち活動風景



名称 (場所)	運営団体
川路さんち(西久保 1 丁目)	グループ「萩の会」
月見路(吉祥寺北町 1 丁目)	NPO 法人日本アビリティーズ協会
関三倶楽部(関前 3 丁目)	NPO 法人パーソナル・ケア吉祥寺
そ~らの家(吉祥寺南町 5 丁目)	グループ萌黄
きんもくせい(境 4 丁目)	NPO 法人ワーカーズコープ
花時計(境南町 2 丁目)	ゆう 3 (ゆうスリー)

2 NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則

(1) NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢 —自立促進型の支援—

- まちづくりを豊かなものにするためには、行政との協働・連携を志向するNPO・市民活動団体だけを対象とするのではなく、社会貢献的活動に携わるあらゆるNPO・市民活動団体が、自立的に活動を進めていくことができる活動促進支援策を進める必要があります。
- 今日期待されている新しい公共を担うNPO・市民活動のあり方としては、行政に経済的・財政的にいつまでも依存したり、行政の考えに縛られたりするような行政依存型の活動を行うのではなく、市民の豊かで自由な発想を活かし、組織的にも自立することが求められます。
- そこで武蔵野市としては、NPO・市民活動それぞれの団体のミッションと思いを尊重したうえで、各団体の自立的活動を促進できるような「自立促進型の支援」によるサポートを、NPO・市民活動の促進へ向けた基本姿勢とします。
- 「自立促進型の支援」とは、例えば、卵から雛がかえる時のように、内側からくちばしで一生懸命殻を割って孵化しようとしている雛を、親鳥が外側から見守り、場合によっては殻を割るのに手を差し伸べるようなイメージです。
- そしてこの基本姿勢に則って、次のような原則のもと、NPO・市民活動が自らの活動の活性化や自立化に有効な支援策を自由に選択できるような様々な支援策の環境整備を進めます。

(2) 「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」

- 武蔵野市の自治活動の基盤となってきた「コミュニティ構想」の理念と、「コミュニティ自主三原則」(自主参加、自主企画、自主運営)の基本精神と伝統を今日のNPO・市民活動に対しても広範に生かし、次の三原則を「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」としてNPO・市民活動の促進を図ります。
- 武蔵野市では、「地域コミュニティ」*については、従来から「コミュニティ自主三原則」を掲げていました。今回「目的別コミュニティ」の更なる充実に向けて、「NPO・市民活動促進三原則」を位置付けるものです。これら2つの原則により、武蔵野市の市民によるまちづくりが、重層的に進んでいくことを目指します。

* 「武蔵野市コミュニティ条例」第3条(コミュニティの定義)では、次のとおり規定されています。

- (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通じて形成される人と人とのつながり
- (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり
- (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて、時間的及び場所的に制限されることなく形成される人と人とのつながり

【自発性・自主性の尊重】

・それぞれの NPO・市民活動団体の思いや理念を受け止め、活動の自発性・自主性を尊重し、新しい公共の担い手のパートナーとして位置づけ、相互理解に努めます。

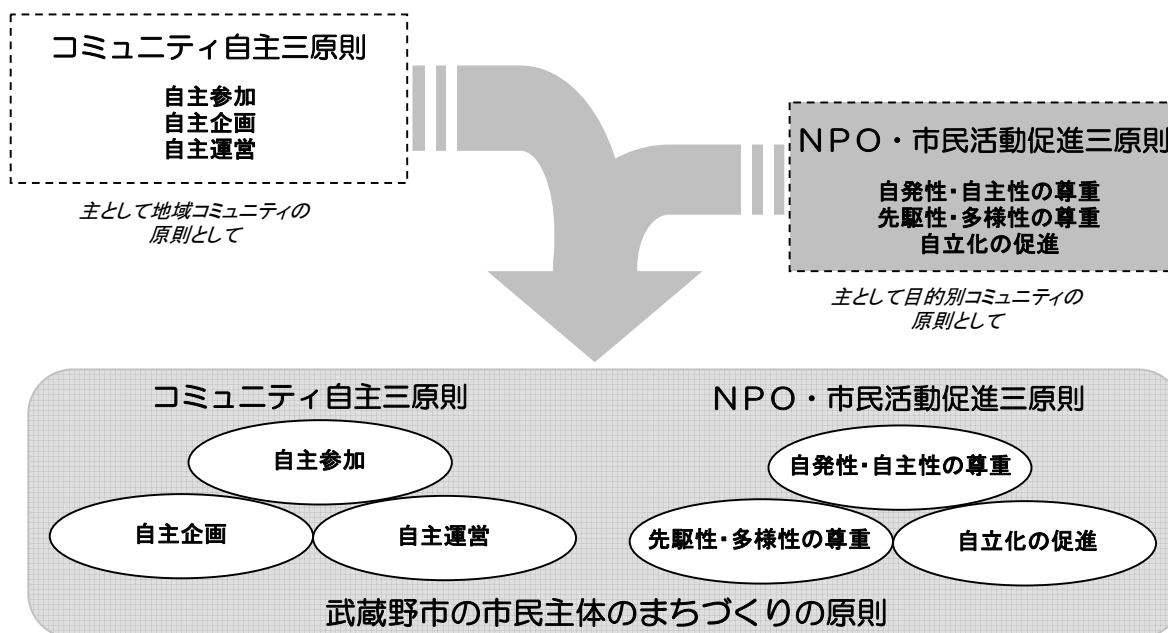
【先駆性・多様性の尊重】

・行政が取り組みきれていない新しい課題や行政では十分な対応ができない課題等に、NPO・市民活動団体が先駆的に、かつ、柔軟に取り組んでいることを受け止め、それらの多様な特性を生かした事業ができるよう、NPO・市民活動団体からの情報提供や政策提言、事業提案の意義を尊重します。

【自立化の促進】

・NPO・市民活動団体の主体性を尊重し、具体的な支援策についても多様な選択肢を用意し、それぞれの団体が、活動内容や特性等に応じて活用することによって、資金面などの面で行政に依存せず、団体そのものの自立を促進できるようにします。

<武蔵野市の市民主体のまちづくりの原則>



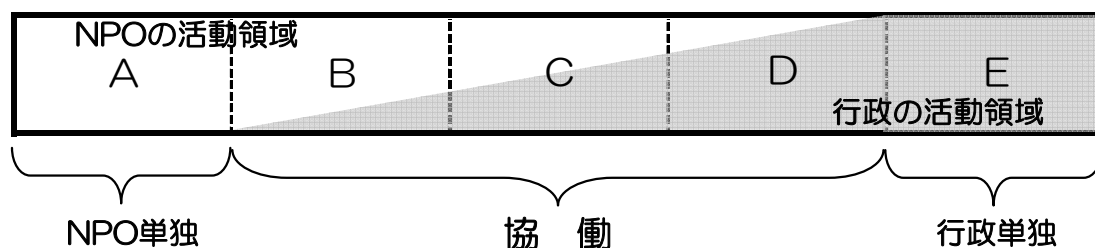
3 協働の推進に向けた基本姿勢と原則

(1) 協働の推進に向けた基本姿勢

- 「協働」には様々なとらえ方がありますが、本計画における「協働」とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことをいいます。
- 協働の推進は、行政の市民サービス向上にとっても、NPO・市民活動の促進にとっても、相乗効果が見込まれる、欠かせない事業と考えます。さらに、協働は従来の市民参加制度の整備・充実に加え、新たな市民参加のスタイルともいえます。「NPO・市民活動の促進」と具体的な課題に関する「協働の推進」は、この基本計画の“車の両輪”と位置づけます。
- 前述の協働事業の課題は、行政側、NPO側、双方の今後の課題をいくつか示しています。行政側は縦割りの業務を見直すこと、協働プロセスの公開を行うこと、コミュニケーションを密にして相互理解を深めること、下請的な協働ではなく対等なパートナーシップを生かす協働の在り方を実現すること、NPO側はNPO自身の実績づくりと実力の養成が求められること、等々を協働の推進に向けての課題として検討することが必要です。そして、検討にあたっては、市とNPO・市民活動を行う団体とが、十分な話し合いを行い、相互理解と信頼のもとに、事業を進めていくことが大切です。
- 武蔵野市としては、「第四期長期計画」や「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針（平成17～21年度）」に基づき、市民から湧き上がるパワーを生かし、様々な市民活動と市の施策の連携を図るため、市政のあらゆる分野で市民やNPO等との協働を進めることを「基本姿勢」とします。

■具体的には、以下の<NPO・市民活動と行政の活動領域イメージ>が示すように、様々な活動領域で協働事業の可能性の検討を行い、行政、NPOが単独で活動を展開するよりも協働で実施した場合、相乗効果が見込まれるものについては協働を積極的に推進していくこととします。また、協働の形態については、画一的なフレームを定めるのではなく、9頁の「協働の形態と分野」に示した8つの形態やそれら相互の組み合わせをフレキシブルに検討します。

<NPO・市民活動と行政の活動領域イメージ図>



- A：NPO・市民活動が単独で主体的に活動する領域
 - B：NPO・市民活動が主体的に活動し、行政が後援、資金・場所等の提供で支援する領域
 - C：NPO・市民活動と行政がパートナーシップを組み活動する領域
 - D：行政が主導し、市民参加や協力を求める領域
 - E：行政が単独で責任を持って対応すべき領域
- (出典：山岡義典「時代が動くとき 社会変革とNPOの可能性」ぎょうせい の図を一部加工)

(2) 協働の推進に向けた5つの原則

■次の5つの原則を「武蔵野市市民協働ルール・ファイブ」としてNPO・市民活動との協働の推進を図ります。

【相互理解】

- ・対話を通じてNPO・市民活動団体と行政とが、お互いの立場、長所や短所も含めて相互に相手のことを理解し、信頼関係を築くよう努力します。

【目的の共有】

- ・協働を推進するためには、協働する事業の目的や目標を明確にすることが必要です。協働する各々の主体がその目的を共有して事業を進めます。

【役割分担の明確化】

- ・行政は、個人やコミュニティで解決できない時の役割を担い、またNPO・市民活動団体が担う公益活動はNPO・市民活動団体に任せ、行政とNPO・市民活動の活動領域の役割分担を明確にしながら、新しい時代のニーズに合った公共サービスの提供を目指します。また、「馴れ合い」に陥らない節度ある時限性を持った協働関係を築きます。

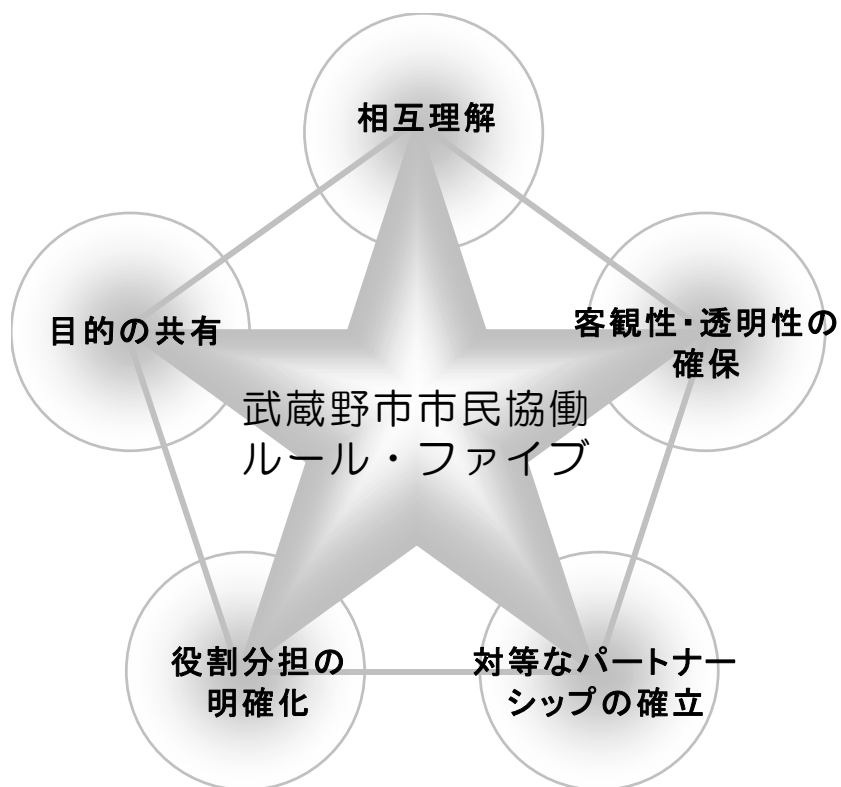
【対等なパートナーシップの確立】

- ・協働事業の実施にあたっては、資源を提供する行政と、協働して運用を図る民間団体の、それぞれの使命と役割をわきまえ、対等なパートナーとして、相互に納得できる協力関係を構築して、事業の円滑な運営を目指します。

【客観性・透明性の確保】

- ・協働事業の実施基準を明確にするなど、協働事業の内容、手続き、結果などについて客観性・透明性を確保します。また、協働事業の企画や募集、実行経過についても、幅広く情報の提供を行い、政策形成や執行過程における説明責任を果たすなど、情報の公開に努めます。

<武蔵野市市民協働ルール・ファイブ>



第4章 NPO・市民活動の促進に関する武蔵野市の基本的な施策

NPO・市民活動の促進にあたっては、団体の活動方針や活動内容等に沿った支援策を選ぶよう、下記に示す施策の方向性に則った多様な支援策を実施していきます。なお、支援策の実行にあたっての優先順位は、下記のような実施区分とします。

- A…すでに実施されている事業で、今後も継続・充実する事業
- B…計画期間内（平成19年度～23年度）に新たに優先的に検討・実施予定の事業
- C…計画期間内（平成19年度～23年度）に、検討・研究課題とする事業

1 NPO・市民活動への参加の促進

■NPO・市民活動団体の活動促進のためには、人材の確保・活性化が大切です。しかし、NPO・市民活動を行う側の情報発信不足と、NPO・市民活動に対する社会全体の理解不足から、市民公益活動の意義等が十分に理解されているとは言えません。そこでまず、多くの市民が活動に参加するためのきっかけや参加意向のある人材の活性化、そして相互の交流を図るための場や機会の提供を通じた、NPO・市民活動団体の活動のための支援策を講じていきます。

(1) 施策の方向性

【参加のきっかけづくり】

- ・NPO団体等の活動内容等をホームページで紹介するなど、NPO・市民活動の内容を多くの市民に知ってもらい、活動へ気軽に参加できるきっかけをつくり、人材確保に繋がる取組を進めます。

【参加する人材の活性化】

- ・市民に対して、NPO・市民活動に関する専門知識を学べる講座を開催し、地域活動を担う人材の活性化を進めます。また、ボランティアセンター武蔵野では児童、生徒、学生を対象に体験等を通してボランティア教育を行っていますが、このような、活動に興味をもってもらうための取組も進めます。

【活動の輪を広げる仕組みづくり】

- ・さらに、今後団塊の世代が退職の時期を迎えますが、この世代の方々にはNPO・市民活動が発展していく上で重要な役割を果たすと思われれます。これらの方々を含め、広く市民が、既存の団体の活動に積極的に参加したり、新たに活動を始めたりできるような仕組みづくりを進めます。

(2) 具体的支援策

支援策案	具体的内容	優先順位
HP による NPO の紹介	市に登録してある NPO の活動内容などを市のホームページに掲載する。 (武蔵野市事業)	A
HP による情報提供、 広報の発行	HP で最新のボランティア情報を発信する。広報を発行し、公共施設以外に医療機関やコンビニエンスストアなどに設置する。 (ボランティアセンター武蔵野事業) (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
お父さんお帰りなさいパーティー	定年を迎える年代層の主に男性のため、地域での活動に参加するきっかけをつくる。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
小中学校、大学と連携したボランティア教育	小中学生にボランティア体験の場を提供したり、大学生・大学職員を中心にネットワークを形成し、連携して活動(車椅子バスケット教室等)を行う。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
ボランティアコーディネーター養成講座	事務局の業務を補助する人材を育成し、市民活動の支援とボランティアのきっかけをつくる。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
協働講座	ボランティア団体と協働でボランティア活動の推進を行う。 (ボランティアセンター武蔵野事業)	A
NPO 活動に関する専門知識を学ぶ講座の開催(市民向け)	地域貢献活動に意欲のある市民に対して、地域活動を始めるための知識や具体的な活動(子育て・防災・緑化等)に関する専門知識を学ぶ講座を開催することで、人材の活性化を図る。	B

2 NPO・市民活動の活性化

■NPO・市民活動団体の中には、組織や運営基盤が十分でなく、そのことが活動の発展を阻害しているケースも少なくありません。そこで、各団体の活動の発展や、団体相互の情報交換・連携等を進めるための環境作りを通じた、NPO・市民活動団体の活動活性化のための支援策を講じていきます。

(1) 施策の方向性

【事業運営等のノウハウに関する講座の開催】

・NPO活動の効果的な広報活動や事業運営に関する様々なノウハウを学ぶための講座を開催することで、NPO活動活性化の基盤ともなる、活動に参加する人々のスキルアップ、NPO団体等の情報発信力や事業運営力の向上を図ります。

【人材登録・派遣事業】

・NPO活動を行っていく上で、予算の立て方、組織のマネジメントなど活動組織の事務処理や運営能力が必要になりますが、専門的な知識を得るのは難しく、専門的な立場からのアドバイスも必要とされています。そこで、さまざまな分野において専門知識を持った市民を幅広く募集し、その専門知識を必要としているNPO団体に派遣することも検討していきます。

【中間支援組織*の設立サポート】

・NPO活動の立ち上げ段階や活動を活性化する段階においては、行政や地域、他のNPO団体との情報交換や連携関係を構築するための場や機会が必要となります。そこで、それらをつなぐネットワーク的な機能やコーディネート機能をもつ中間支援組織の設立をサポートし、NPO活動への市民参加を促進します。

【IT活用による活動支援】

・NPO市民活動支援インターネットサイトを開設することにより、NPO活動やイベント情報をITサイトに集約し、このサイトを中心に市民・NPO団体・行政・その他関連機関を電子的にネットワーク化します。NPO団体が自分たちの活動情報をタイムリーに発信でき、市民もこのサイトから情報を取得するとともに、掲示板機能等により自らも情報発信や活動参画が出来るシステムを目指します。

* 中間支援組織

本計画では、NPO・市民活動に対し、情報提供や講座の開催、相談・助言などの支援活動を行っている非営利の民間組織を指します。

2) 具体的支援策

支援策案	具体的内容	優先順位
NPO 活動促進講座	NPO・市民活動団体が活動していく上で、多くの団体の悩みとなっている資金調達と事業運営のノウハウを学ぶ講座を開催する。 (武蔵野市事業)	A
効果的チラシの作り方講座	団体の PR 活動のスキルアップを支援するための講座等を開催する。 (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
パソコン指導者養成講座	自分自身のパソコンスキルの向上に加え、習得したスキルを地域に還元する指導者を育成する。 (むさしのヒューマン・ネットワークセンター事業)	A
専門知識等を有する者の登録・派遣事業	税務・社会保険等の分野の専門家を「アドバイザー」として派遣する(税理士と社会保険労務士)。また、NPO 団体の“助っ人”、講師、師匠となる市民に登録してもらい、コーディネーターが希望する団体に紹介する。	B
行政との協働事業推進に関するアドバイザー派遣事業	NPO が行政との協働を進めようとする際に、行政システムなどについて説明するプログラム・オフィサーを無料で派遣する。	B
中間支援組織設立のサポート	市民、市民活動団体などを相互に媒介し連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報やスキル・ノウハウなどの提供、政策提言を行う組織の設立をサポートする。	B
活動拠点の設置による情報交流・提供、相談・コーディネート	市民活動団体のメンバーが自由に使用できる場所を設置し、情報交流・提供、相談・コーディネートを行う。	B
NPO 市民活動支援サイト	NPO 活動やイベント情報などをタイムリーに発信できる NPO 市民活動支援サイトを開設し、市民・NPO 団体・行政・その他関連機関を電子的にネットワーク化する。	B

3 活動助成制度の充実

■NPO・市民活動団体がその活動を維持・発展させていくためには、財政面での安定性が必要となります。これらの団体に対する経済的な支援の方法に関しては、多くの自治体で様々な方策が講じられていますが、それら先行事例も幅広く検討した結果、武蔵野市においては、「自立促進型の支援」という基本姿勢に基づいた方向性での補助金制度の充実を図っていくと同時に、新たな助成制度等の検討や民間の助成制度に関する情報の収集・提供を通じた、NPO・市民活動団体の活動のための「武蔵野市らしい」支援策を講じていきます。

(1) 施策の方向性

【補助金制度の充実】

- ・武蔵野市には現在でも、NPO 団体や男女共同参画団体等に対する様々な補助金制度がありますが、これら従来の補助金制度に関しては、補助金総額の拡充をはじめとして、継続性がないことによる利用のしにくさ、補助金額が各団体同一で活動の発展段階や活動内容が配慮されていないことによる利用のしにくさ、また使途が限定されていることによる利用のしにくさ等が課題として指摘されています。
- ・そこで補助金制度の拡充に関しては、各団体の自立促進に資するという目的を果たすものであるという視点を基本として、補助金総額の方向性（1 件当たりの補助金額を増額するのか、それとも補助対象団体数を増やすのか）、補助対象（運営費に限るのか、それとも事業費まで含めるのか）、さらに市の様々な補助金制度の統合・見直し、といった点を総合的に検討します。

【NPO・市民活動支援基金（「むさしのNPO夢ファンド」仮称）設立の検討】

- ・市民や企業の寄付と、市からの拠出金を基金として積み立てて財源とし、NPO が自分の事業を PR して、必要と認められた場合、基金から資金を受け取る仕組みづくりを検討します。
- ・その際、行政としては、市民や企業が寄付をしやすい環境づくりを行うことや寄付文化の醸成、NPO が市民に活動を PR するにあたってのルール作りを行うとともに、既存の補助金制度を移行・統合することも検討します。
- ・また、運用にあたっては、市民・企業などからの寄付金と同額を市の拠出金とする“マッチングギフト方式”とする検討も行います。

【NPO・市民活動団体からの事業提案に対する助成制度の検討】

- ・NPO が行政と協働したい事業を企画・提案したものの中から、行政が審査の上、事業化する企画を決定し、その企画を提案した団体に対して助成金を交付し、事業化する仕組みづくりを検討します。

【融資（金融機関が取り扱う）制度の情報提供】

- ・金融機関が取り扱っている、NPO等を対象とした融資制度等に関して、積極的に情報提供を行っていきます。ある程度自己資金や活動資金がある団体には有効な支援と思われ、また一定の条件が求められる補助金申請や助成金申請より利用しやすいと考えられます。

【民間の助成制度の情報提供】

- ・「武蔵野市民社会福祉協議会」ホームページなどで民間助成事業の一覧を公開していますが、十分に周知されていないと考えられることから、NPOにこれらの情報を周知することが必要です。

(2) 具体的支援策

支援策案	具体的内容	優先順位
特定非営利活動法人支援事業	武蔵野市内に事務所を置くNPO法人を対象として、講演会等の開催、調査等の事業に補助金を交付する（平成18年度時点 1団体1事業、上限10万円）。 （武蔵野市事業）	A
男女共同参画推進団体活動補助金	武蔵野市男女共同参画推進団体登録をしている団体を対象として、男女共同参画社会実現に関する諸問題をテーマにした研究会・講演会の開催や公共機関が主催する研究会等への参加、研究・調査事業に補助金を交付する（原則、1団体各年度1回、上限5万円）。 （武蔵野市事業）	A
ボランティア・市民活動団体助成	武蔵野市民社会福祉協議会・ボランティアセンター武蔵野活動会員として登録している団体を対象に、武蔵野市民を対象に行われる福祉活動に対して補助金を交付する（1事業につき上限20万円）。 （武蔵野市民社会福祉協議会事業）	A
法人市民税の均等割額の減免	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が、所定の手続きにより市長に申請した場合、法人市民税の均等割額を減免する（平成10年12月1日条例施行）。 （武蔵野市事業）	A
NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募	市が、NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募し、審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して報奨金（企画提案料）を交付。企画は次年度に事業化（予算化）して実施する。	B
NPO・市民活動団体に対する融資制度の情報提供	金融機関が、NPO・市民活動団体に対して、運転資金や設備資金を、担保の有無等により融資を行う情報などを提供する。	B

支援策案	具体的内容	優先順位
活動の成長過程（始業期・成長期）に応じた補助金	始業期支援、成長期支援等、活動の成長段階に応じて補助金を交付する。始業期においては、団体の自立促進に効果的であると思われる事業を対象とし、成長期においては、団体の資質向上に効果的かつ市民にも効果的であると思われる事業に補助を行う。	C
行政の拠出金と市民・企業などからの寄付金を原資とするファンド（基金）の設立	市の拠出金と市民・企業などからの寄付金を原資とするファンド（基金）を設置・運営し、一定年限助成する。また、市民・企業などからの寄付金と同額を市の拠出金とする“マッチングギフト方式”での運用も検討する。	C

4 活動拠点の整備

■新たに活動を開始しようとする NPO・市民活動団体はもとより、多くの NPO・市民活動団体にとって、会議や打合せの場、そして活動に必要な機材等の確保は大きな課題となっています。そこで、多様な機能をもった活動拠点を早急に整備することにより、NPO・市民活動団体の活動を支援していきます。

(1) 施策の方向性

【NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備】

- ・「NPO・市民活動の促進のために必要である」と、NPO・市民活動団体から強い要望のある活動拠点の整備を早急に進めます。具体的には、NPO 活動に関する情報交流・提供、相談、NPO 団体と様々な主体間とのコーディネート等の機能を有する拠点整備を進めます。
- ・なお、本格的な活動拠点の整備に時間を要する場合は、一部の拠点機能に特化して、過渡的・つなぎ的に活動できる拠点の整備を検討します。

《施設の条件》

立地

・現在活動している NPO 等は、専従スタッフが専門的に活動しているケースは少なく、多くの場合が本業を別に持った兼業のスタッフが平日夜間・土曜日を利用して NPO 活動を行っているのが現状です。そのため、利用者に便利な活動場所として次のような立地条件が望ましいと考えられます。

- ①鉄道（JR）の駅から近く、仕事帰りや他の地域からのスタッフも利用しやすい場所。
- ②作業や活動に必要な資材・荷物など搬送用車両のために、駐車場（1～2 台分）の確保ができる場所。
- ③夜間・休日の利用ができる（他の施設に迷惑をかけない）施設として、独立または区分されている場所。

利用時間・曜日

・NPO 等の活動が平日の夜間や土日に多いため、開館日や時間についても次のような条件が望ましいと考えられます。

- ①開館・閉館時間は NPO 等の利用者が使用しやすい時間帯に設定する。
- ②土・日曜日や祝日は、NPO 等の利用者のため開館する。
- ③設備点検などのメンテナンスや定期清掃などを行うため、月 1～2 回程度の定期的な休館日が望ましい。

《活動拠点の機能》

～NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の活動を7つの機能に分類～

会議・作業・事務機能スペース、機器の提供機能

- ・多くの NPO・市民活動団体では、資金不足などから会議や打合せを行うスペース、印刷・製本などの作業スペースの確保に苦勞しているため、安価で貸し出しできる会議・作業スペースと同時に、印刷機やプロジェクター等の機材の提供も求められています。また、施設を利用する NPO・市民活動団体の用具・書類を保管するための貸し出し用ロッカーや情報交換・郵便物の収納のためのレターケースの整備も望まれます。

情報の収集・提供・蓄積・編集・発信機能

- ・個別の活動を行っている NPO・市民活動団体にとって必要な情報は様々ですが、全ての団体に共通する助成金情報やマネジメント研修講座の情報から、その団体の活動分野や使命（ミッション）関係の法律から先進事例までの専門的な情報などをタイムリーに入手できる機能が求められます。また、市民側にとっても多種多様な NPO・市民活動団体の活動情報やサービス情報、各団体への入会・メンバー募集情報も効果的です。
- ・また、これらの情報を蓄積し、編集する機能も必要です。
- ・さらに、各団体発行のチラシやパンフレット類も情報の一部であるため、パンフレットスタンドが必要です。
- ・そして今後は、電子媒体の情報が主流になっていくため、大量の情報処理に対応できる機能を構築しておく必要もあります。

協働コーディネート機能

- ・行政課題の解決のために NPO 等と行政の協働（パートナーシップやコラボレーション）は重要であり、NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の重要な機能の一つと言え、行政と団体を繋ぐコーディネーターはとても重要な役目になります。具体的には、市の担当者と NPO・市民活動団体との懇談会を企画したり、協働のための仕掛けづくりを行います。

ネットワーキング機能

- ・個人や NPO・市民活動団体相互の交流が自然に出来るような空間や情報交換の場が必要となります。そのため、市民個人も気軽に立ち寄れるようなサロンなどの運営や各種情報の収集・提供や入手のし易さなどの工夫が必要になります。

地域資源の発掘・開発・仲介機能

- ・地域における NPO・市民活動団体の支援のための資源開発は重要な役割になります。そのため、地域におけるサポート資源提供システムなどを構築し、地域の新しい人材を発掘し NPO・市民活動団体への参加が促進できる機能が求められます。

- ・地域における民間非営利活動団体などの支援のための資源開発は重要な役割になります。そのため、サポート資源提供システムなどを構築し、新しい人材を発掘し市民活動・民間非営利活動団体などへ導入できる機能が求められます。

相談・コンサルティング機能

- ・NPO 法人化の相談は、基本的に東京都が専門窓口を設置して対応している領域ですが、NPO・市民活動サポートセンター（仮称）でも組織の運営の仕方などについての相談・コンサルティング業務が求められます。そのため、担当者として、経験豊富な市民活動の専門家が行うことが望ましいと考えられます。

マネジメント支援機能

- ・資金不足や、人材が集まらないなどという問題は、団体のマネジメントが不十分であることに原因があると考えられます。そのため、NPO・市民活動団体の経営やマネジメントに関するノウハウやスキルを高めるための講演会・研修会などを定期的に行い、NPO・市民活動団体のマネジメント面での支援を行うことが求められています。

(2) 具体的支援策

支援策例	具体的内容	優先順位
NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備	<p>利便性の高い立地、利用しやすい開館・閉館時間等に配慮した活動拠点を設置。設置にあたっては、新規施設としての設置と既存施設の活用の両面から検討する。なお、拠点機能として必要な機能としては下記の7点を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会議・作業スペース、機器の提供 ②情報の収集・提供・蓄積・編集・発信 ③協働コーディネート ④ネットワーキング ⑤地域資源の発掘・開発・仲介 ⑥相談・コンサルティング ⑦マネジメント支援 	B

5 協働の推進

■NPO・市民活動団体がそれぞれの専門性や先駆性等を生かしつつ、行政やコミュニティ協議会や大学、企業、そして団体同士が協働していくことにより、その活動は、地域社会のニーズ・課題に対応したものとして、より活性化することが期待されます。そこで、行政との協働の推進のためのルール作りや協働を推進するためのネットワーク作りを通じた、NPO・市民活動団体の活動のための支援策を講じていきます。

(1) 施策の方向性

【多様な協働事業の推進】

- ・NPO・市民活動団体と市との協働事業は、平成17年度は15課62事業でしたが、平成18年度には17課74事業と着実に増加しています。今後、前述の「第3章 NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢」に基づき、従来の協働事業を見直し、更なる推進を図っていきます。併せて、市の各種事業の企画立案・実施体制への市民参加と協働の可能性の検討を進めます。
- ・特に協働事業の中で大きなウェイトを占める委託事業に関しては、協働という名の下でのコスト面重視の安易な下請けや、特定のNPO・市民活動団体に偏った契約にならないよう留意し、委託における客観性・透明性の確保や、効果的・効率的な事業運営方法等に関しても、NPO・市民活動団体と共に検討していきます。

【協働推進ネットワークの構築】

- ・協働の推進を行うには、行政とNPO・市民活動団体との協働のみならず、NPO・市民活動団体とコミュニティ協議会との協働、大学とNPO・市民活動団体との協働、企業とNPO・市民活動団体との協働も視野に入れます。
- ・特に武蔵野市では、これまで地域コミュニティの拠点として蓄積のあるコミュニティセンターも活かし、これらのコミュニティ活動とNPO・市民活動団体が重層的で拡がりのある協働事業のネットワークを形成していくことを目指します。
- ・また、多様な協働の在り方を展開するために、NPO・市民活動を支援する活動を展開している「ボランティアセンター武蔵野」や「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」など既存の組織や地域の間支援組織とのネットワークづくりを、NPO・市民活動団体とともに進めます。

【事業提案に対する助成制度の検討（再掲）】

- ・NPO・市民活動団体が行政と協働したい事業を企画し、行政に対して提案を行う新しい助成制度を検討します。行政側は審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して助成金を交付し、企画は事業化して遂行します。「行政との協働」に、委託や補助金以外の選択肢を作ることができ、NPO・市民活動団体はより公益性の高い事業を展開することができます。

【武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）の作成】

- ・今後の課題として、行政と NPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関して協働を進めるにあたってのルールや手続きなどを定めた具体的なハンドブック（指針・手引き）を作成します。
- ・このルールを決めるにあたっては、行政と NPO・市民活動を行う団体を含めたハンドブック（もしくはガイドライン）作成委員会を設置して、協働で作成を進めます。

（２）具体的支援策

支援策例	具体的内容	優先順位
NPO 自らが企画した、行政と協働したい事業を公募（再掲）	市が、NPO・市民活動団体自らが企画した、行政と協働したい事業を公募し、審査の上、事業化する企画を決定、企画提案をした団体に対して報奨金（企画提案料）を交付。企画は次年度に事業化（予算化）して実施する。	B
協働推進ネットワークの構築	NPO・市民活動を支援する活動を展開している既存組織や地域の中間支援組織とのネットワークを構築し、多様な協働の在り方を展開する体制づくりを進める。	B
武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）の作成	行政と NPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関する実務面でのハンドブック（指針・手引き）を作成する。	B

<施策の体系>

